

1. 住職任命申請書

住職は、当該寺院に所属する教師のうちから、当該寺院が申請した者について、総長の申達を経て、門主が任命します。

また、代表役員は、当該寺院の住職をもって充てます。

[寺則 8、寺院規程 8、宗規45①・46②]

(1) 申請書

① 申請者

当該寺院の住職又は住職代務が申請します。 [寺院規程11]

住職又は住職代務がともにない場合は、責任役員の互選した者（責任役員被互選者）が申請を行います。 [寺院規程12]

[註] 住職代務が申請する場合は、住職代務の任期中又は任期満了後 1 年以内とし、任期満了後 1 年を経過している場合は、責任役員被互選者が申請を行います。

※「責任役員被互選者」とは、任期中の責任役員（任期満了の場合は、新たに就任する責任役員）のうちから互選された者をいいます。

② 就任者 当該寺院に所属する教師でなければなりません。

[寺則 8②、寺院規程 8②、宗規45①]

(2) 添付書類

① 住職任命同意書

住職就任予定者並びに任期中の責任役員・門徒総代全員が署名捺印します。

住職代務又は責任役員被互選者が申請する場合は、ほかに当該寺院の寺族代表者の署名捺印が必要です。

[寺院規程11・12] [寺族規程 5③]

〔註1〕 責任役員・門徒総代が任期満了の場合は、『責任役員任命申請書並びに門徒総代届』を同時に提出します。

※この場合、責任役員任命申請書並びに門徒総代届は、新たに就任する住職が申請者となり、住職任命同意書には、新たに就任する責任役員・門徒総代が署名捺印します。

〔註2〕 寺族代表者には、当該寺院より届出されている者があたります。

[寺院規程25] [寺族規程5]

〔註3〕 当該寺院に寺族がない場合は、寺族不在の届出が必要です。

〔註4〕 寺族代表者届が提出できない場合は、その理由書と組長の副申書を添付します。

② 就任受諾書

住職就任予定者が代表役員の欠格事項に該当する場合は就任できません。
[寺院規程44、宗規13、宗教法人法22]

③ 住職就任予定者の戸籍抄本及び住民票（発行日より3ヶ月以内のもの）

④ 住職死亡による後任申請の場合は、前任者の『死亡届』

〔註〕 既に提出している場合は不要です。

⑤ 住職退任による後任申請の場合は、住職本人の退任願

〔註〕 自筆署名捺印にて総長宛とします。

⑥ その他総局が必要と認める書類

イ. 就任予定者が住職（住職であった者）と姓が異なる場合は、その理由について、組長の副申書を添付します。

ロ. 就任予定者が住職の長男以外の場合において、その年長者に当該寺院の僧侶で教師を有する者がいるときは、住職の戸籍謄本及び年長者の同意を証する書類（同意書）を添付します。

※同意書は、就任予定者が当該寺院の住職に任命せられることに同意する旨を年長者本人が記載し、署名捺印（実印）の上、印鑑登録証

明書を添付します。

【例1】 住職の三男が就任予定者の場合において、長男・次男が当該寺院の僧侶で教師を有するときは、長男・次男の同意書を添付します。教師を有していないときは必要ありません。

【例2】 住職の直系以外の者が就任予定者の場合において、直系の者の中に当該寺院の僧侶で教師を有する者がいるときは、その者の同意書を添付します。教師を有していないときは必要ありません。

【例3】 住職の直系の孫等が就任予定者の場合において、年長者で住職の直系の者の中に当該寺院の僧侶で教師を有する者がいるときは、その者の同意書を添付します。教師を有していないときは必要ありません。